

(保存版)

南郷里小学校いじめ防止基本方針



長浜市立南郷里小学校

目次

I いじめとは・・・いじめの定義

II いじめ防止等についての基本的な考え

III いじめの未然に防止するための取組

(1) わかる授業づくり

(2) いじめを許さない学校づくり・学級づくり

IV いじめの早期発見のための取組

(1) 児童のSOSを見逃さない

(2) アンケートの実施と悩みの相談箱の設置

V いじめの早期解決に向けた取組

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

(2) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

(5) 全教職員への働きかけ

南郷里小学校いじめ防止基本方針

長浜市立南郷里小学校

I いじめとは・・・いじめの定義

いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。 【「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日施行）より】

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

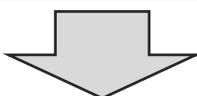
これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ いじめ防止等についての基本的な考え

いじめは、理由の如何に関わらず、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、「人間として絶対に許されない行為」である。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうる」という大原則に立ち、児童への指導や支援を積極的に進めていく。

大原則
いじめは、どの児童にもどの学級にも起こりうる。



「弱いものをいじめることは、人間として絶対許されない」

- ・日頃から毅然とした態度をもって「いじめは絶対許されない」「いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめを助長することになる」ことを指導する。
- ・いじめを大人に伝えることは、いじめ防止に繋がる正しい行為であることを認識させる。

「いじめを受けている児童の立場に立った親身の指導を行う」

- ・児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に察知するように努める。
- ・いじめられている児童や、いじめを告げたりすることによって自分がいじめを受けるかもしれないと思っている児童を徹底して守るという強い意志を教師が言葉と態度で示す。
- ・いじめで悩んでいる際、必ず友人・家族・教師に相談するように訴えていく。また、自傷行為や、命を粗末にする行為が絶対あってはならないことをメッセージとして伝え続ける。

「いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがある」

- ・冷やかしやからかい、いたずら等の遊び感覚でいじめに及んでいることもあり、受けている児童の意識との間に大きな差が見られる場合がある。相手の立場に立って物事を考えられるように指導していく。
- ・何らかの理由があるからいじめを行うなどと、自分を正当化する間違った認識のもとにいじめ行為が行われることがある。その間違った認識を正し、如何なる理由があっても、いじめは絶対許されるものでないことを徹底して指導していく。

「いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である」

- ・個性や差異を尊重する姿勢やその基礎となる価値観を育てる指導を推進していく。
- ・道徳教育や教育活動全体を通して、かけがえのない命や、生きることの素晴らしさ・喜びなどについて、指導していく。

「いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること」

- ・家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保の重要性を繰り返し訴える。

「いじめは家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である」

- ・児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携を図り、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす。
- ・児童からのSOSをキャッチするために、家庭、地域に協力依頼をしていく。
- ・保護者等からのいじめに関する学校への情報に対して、誠意を持って対応していく。

本校では、上記の考え方を全職員が念頭におき、「いじめ防止対策委員会」を常設する。本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題に組織的に取り組む。

Ⅲ いじめの未然に防止するための取組

いじめ発生の未然防止には、いじめが発生しにくい学校・学級の雰囲気づくりがとても大切である。そのために、本校では以下のような手立てに取り組んでいく。

（１）わかる授業づくり（校内研究・学力向上と特別支援教育の視点から）

児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・一人ひとりが活躍できる全員が参加できる学習活動を活発に行う。
- ・「視覚にうったえる教材づくり」「見通しがもてる授業の流れ」「問題場面をイメージ化するための工夫」など、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりを行う。
- ・「授業中の姿勢・発表の仕方・聞き方の指導・時間を守る」などの学習ルールを徹底し、規律ある授業づくりを目指す。

(2) いじめを許さない学校づくり・学級づくり

- ・人権教育・道徳科の教育を充実させ、自他を尊重する態度を育成する。
(人権集会・人権週間の取組)
- ・2ヶ月に1回全校発表の「にこにこ笑顔花さき山」や学級の帰りの会などで互いに認め合える集団づくりをする。
- ・児童会、学級活動、学校行事の中で支持的な人間関係を育む。
(あいさつ運動・たてわり活動・保幼小交流・養護学校との交流・福祉体験活動)
- ・学級活動を活性化させ、自治的な雰囲気をつくり出す。
- ・東中ブロックの「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」に参加し、教員一人ひとりの人権感覚を高めるための職員研修を実施する。
- ・**学年主任会(生徒指導・特別支援部)**

月1回(基本月末)、問題傾向を有する児童の現状や指導について、また学校全体の児童の様子について情報交換、および共通理解し決定事項を全職員に連絡する。

学年主任会(生徒指導部・特別支援部)

校長、教頭、教務主任、生徒指導部、養護教諭、外国籍児童担当、各学年主任

IV いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見のために、以下のような手段を講じ、「いじめの芽」を見逃さないよう努める。

(1) 子どものSOSを見逃さない

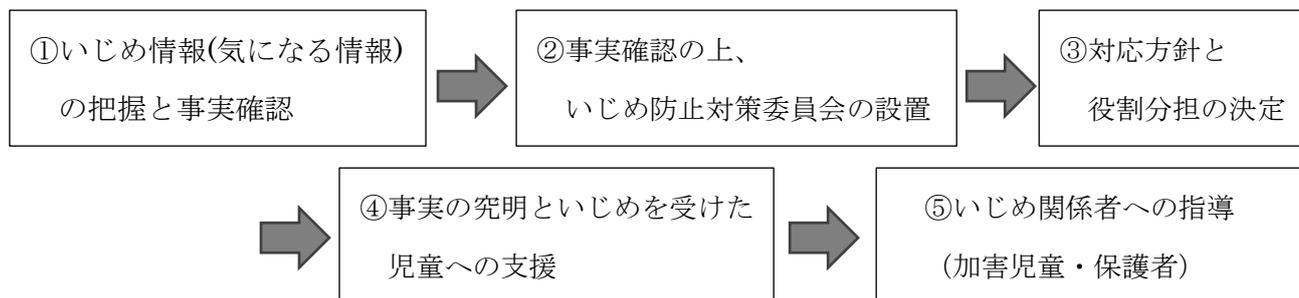
- ・全職員で児童の様子を把握できるよう、毎日の打合せで学年の様子を共有する。
- ・児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。また、学年打ち合わせなどで、学年の児童の様子について情報共有を行う。
- ・登校時・休み時間・昼食時・清掃時・下校時など、担任だけでなく、管理職や生徒指導担当も含めて、複数の教職員の目によりきめ細かな児童観察をする。
- ・上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。

(2) アンケートの実施

- ・「このごろどんな気持ち」のアンケートを年1回実施し、その後、児童と個人面談を通して、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ・「こころのアンケート」で学級やいじめの実態を把握する。(ロイロノートのアンケート機能活用)

V 早期解決に向けた取り組み

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応



① いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

- ・いじめを発見、通報を受けた教職員は、直ちにいじめ防止対策委員会に報告する。

情報を把握した教職員 ⇒ 学級担任・当該学年主任 ⇒ 生徒指導主任・児童生徒支援加配 ⇒ 校長・教頭・教務主任

- 〈情報の把握〉
- ・いじめが疑われる言動の目撃
 - ・児童・保護者からの訴え
 - ・アンケート調査への回答
 - ・生活の記録や提出プリントから気になる言葉の発見
 - ・休み時間、登下校の様子など
- 〈事実確認〉
- ・事実の有無や内容の真偽について当該児童・関係児童から事情を聴く。
 - ・生徒指導主任や管理職への報告や学校としての組織対応と同時進行で行う。
- 〈担任や当該学年主任、生徒指導主任を中心に事情を聴く〉

② いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導部、養護教諭、当該学年教員（担任）

- ・報告を受けたいじめ防止対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに対応方針と関係職員で役割分担を決定する。
- ・学級の中だけでなく、他学年との間で発生したり、他校生との間で発生したりするなど、多岐にわたるケースが考えられる。基本的には上記のメンバーであるが、事案により柔軟にメンバーを編制する。必要に応じてSSW、スクールロイヤーなど外部専門家に相談する。

② 対応方針と役割分担の決定

〈対応方針〉重大事態とならないように！

- ・緊急度の確認「自殺のおそれがある」「自傷行為が見られる」「不登校に陥る」「脅迫されている」「暴行を受けている」などの危険度を確認する。緊急度が高い上に、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず指導改善も見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われる場合は、学校設置者とも連絡をとり、家庭児童相談室や所轄警察署と相談して対処する。

〈役割分担〉

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援および指導方法

- ・ いじめの状況、きっかけをじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいた者、いじめを行った者の順に行う。また、事実の究明を大切にし、支援・指導に力点を置いた対応を心がける。
- ・ 事情聴取は2名体制が望ましいが、児童の希望や事情も考慮する。**※女子への指導、男性教員注意。**
- ・ いじめを受けている児童や、周囲にいた児童から話を聞く時は、周りの目につかないように配慮する。
- ・ 関係者が複数いる場合は、個々に事情聴取を行う。
- ・ 関係者からの話に食い違いがないかどうか、確認しながら進める。
- ・ 情報提供者の秘密を厳守し、報復行為が起こらないように細心の注意を払う。
- ・ 聴取を終えた後は、担任等が保護者に直接説明を行う。事案の内容や児童の様子により柔軟に対応し、対象児童に配慮をする。※指導方針は伝えるが、方法は保護者の了承を得てから。

(2) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取する。
- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ いじめを受けた児童を、学校全体で徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの事実確認がはっきりとするまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を控えてもらう。
- ・ 指導が一旦済んだ後でも、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・ 電話でのやりとりでは真意が伝わらないことが多いので、必ず会って話をする。

※いじめを受けている児童への対応

| | |
|--------|---|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none">・ 如何なる理由があっても、いじめられた児童の立場に立ち、守り通すことを約束する。・ 児童の表面的な変化から解決したと判断せずに、時間をおいてから再び起こり得ることを想定しながら、支援を継続する。 |
| 事実の確認 | <ul style="list-style-type: none">・ 担任を中心に、児童が話しやすい教師等が対応する。・ いじめを受けた悔しさや悲しさ、辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。 |

| | |
|--------|---|
| 支 援 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめは絶対に許さないことを訴え、今後の指導の仕方を伝える。 ・自分に自信が持てるように、児童のよさや優れているところを認め、励ましていく。 ・いじめの状況を判断し、いじめを行った児童とのこれからの関わり方や、行動の仕方を具体的に指導していく。 ・学校は簡単に解消したとは判断していないことや、再び起こることがないかどうかを継続して見ていくことを伝える。いつでも信頼できる教職員に話をしてもよいことを伝え、また、いじめの相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導や励ましをしない。 ・いじめ解消に向けた環境整備や再発防止の取組について説明し、理解を得る。 |
| 経過観察など | <ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との人間関係を支援する。 |

(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。
- ・いじめを受けた児童の心情や思いに迫り、いじめの深刻さを理解させる。
- ・保護者には、「誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうる」ことを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・いじめを行った児童の背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・状況に応じて、SSW、家庭児童相談室、警察と連携を図る。
- ・事実や学校の指導を受け入れてもらえない保護者については、あらためて事実確認と指導方針、指導者の児童に対する思いを示し、理解を求める。

※いじめを行った児童への対応

| | |
|--------|--|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、いじめ行為に関しては毅然とした指導をする。 ・自分が行ったことを冷静に判断させ、どうすべきだったのかを猛省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、教育的な配慮のもとに指導を行う。 |
| 事実の確 | <ul style="list-style-type: none"> ・一方的な指導から入るのでなく、教師は中立の立場で、しっかりとした事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入り、決して嘘やごまかしのない事実確認を行う。 |

| | |
|--------|---|
| 支 援 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みが理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場についての振り返りなどから、今後どうしたらよいかを考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・いじめの状況が限度を超えると対策委員会で判断した場合、市の教育委員会と協議したり、警察機関の協力を求めたりして、厳しい対策をとることも必要である。 ・出席停止措置を講じた場合、その後の展望について指導プログラムを作成し、適切な指導を行うことが大切である。また、教育委員会や保護者との間で十分な共通理解、連携を図る。 |
| 経過観察など | <ul style="list-style-type: none"> ・日記などでの思いの交換や教育相談を定期的に行い、教師との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業、学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを引き出させていく。 ・周りと円滑な人間関係が結べているか絶えず見ていき、特にいじめの対象となった児童への対応はどうかを注意深く観察する。 |

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、十分に聞き取りした上で、自分の問題として捉えさせる。
- ・学級全体でも話し合いの場を持ち、いじめは絶対に許されない行為であることの指導を徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。

※傍観したり周囲にいたりした児童への対応

| | |
|--------|--|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、必要に応じて学年集会等を開き、訴えていく。 ・いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。 |
| 事実の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを報告することは、正しい行為であり、困っている人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを報告したことにより、自分がいじめの対象になるかもしれないと思っている児童に教職員が徹底して守り通すことを約束する。 |

| | |
|--------|--|
| 支 援 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやしたてた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを受け止めさせる。 ・いじめを受けていた児童が、傍観していた児童をどのように思っていたかを考えさせ、そして、これからはどうしていけばよいのかを深く考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。その意見を参考に、どこに問題点があったのかを担任を中心に分析する |
| 経過観察など | <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事の取組を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、アンテナを高くして継続した指導を行っていく。 |

(5) 全教職員への働きかけ

- ・いじめの背景、いじめに対する対応や指導の経過を共通理解し、再発防止に努める。
 - ・必要に応じ、全教職員で校内のきまりや約束を見直し、各学級で重点的に指導する。
- ※定期的な放課後の職員打合せで、学年の状況（よいことも問題点も）を伝えていく。